

## アメリカにおける自由について (3) — その政治社会学的意味

橋本 富郎

人文社会教室

(1996年9月5日受理)

On Liberty in the United States of America (3)  
— Its Political-Sociological Meaning

Tomiro HASHIMOTO

*The Department of Humanities and Social Sciences*

(Received September 5, 1996)

This paper tries to make a sketch of the historical consciousness of liberty in the United States and to show in the first place that the three characteristics of American political culture are as follows: ① liberalism was not inconsistent with democracy, as in the Western European nations, in both the political scene and social life from the very beginning of the colonial days, ② James Madison contributed much to the combination of liberal democracy as a feature of both national government and local government at the time of the nation-building immediately after the successful American Revolution, ③ American people at large have cherished the idea of liberty at the level of ordinary life for more than 200 years of their history; and in the second place that the relations between social structure and political style can be summarized as follows: ① a society being composed of a wide variety of voluntary associations and interest groups is mother's milk for liberal democracy, ② a uniform society, on the contrary, may be a hotbed for totalitarian regimes which in turn violate those freedoms of speech, publication, meeting and association which form the foundation of liberal democracy. (to be continued)

## 1. 承前

前巻の拙論「アメリカにおける自由について(2) — その意識と社会」<sup>1)</sup>においては、つぎの二点を明らかにした。すなわち:

- (1) デモクラシーを保持するうえで、もっとも重要な基礎的要因は習俗であると認識されていること。
- (2) こうした認識が、200有余年にわたるアメリカ史のなかで、自発的結社またはコミュニティという具体的な生活単位に担われつつ、連綿として今日までつづいていること。

そこで本巻においては、まず広くアメリカの政治文化が自由との関連でどのようなありようをしてきたか、次いでそれが政治学的にどのような普遍的意味をもっているか — これらの問題を検討することとする。

(なお、先行のふたつの拙論におけると同様に、本巻においても、たんにアメリカと記す場合には、すべてアメリカ合衆国を指すことをあらかじめお断りしておく。)

## 2. アメリカの政治文化

「ニューズ・ウィーク」はつぎのようなエピソードを報じて<sup>2)</sup>、アメリカとイラクとのあいだで政治の文化的背景がどれほど異なるかを浮き彫りにしてくれる。ことしの夏、アトランタ市で開催された第26回オリンピック大会の開会式で、イラクの旗手を務めたのがライド・アーメド選手(重量上げ)であった。しかし大会終了後、彼がアメリカに亡命するという事件が発生した。亡命の理由を尋ねられた同選手は、その決意についてこう答えたという。

「クリントンなんか見るんじゃないと言われていた。ブッシュのときから、アメリカはイラクを破壊しようと考えているんだからって…。それでも、ふとクリントンを見たとき、目を疑ったよ。彼は立ち上がり、私たちに拍手を送っていたんだ。もしこれがイラクだったら、サダム・フセインがアメリカの選手に拍手するなんてことは絶対にない」

1991年の湾岸戦争においてイラクは敗戦国となり、戦後もアメリカを旗頭とする軍事的制裁によって行動の自由を制限されたのみならず、経済封鎖網によっても国民生活は疲弊してしまった。思えば、大統領フセインが積年の怨念からして、アメリカにたいして頑なな態度を崩さず、クリントンの顔を見るなど命令を発したのであろう。

他方、クリントン大統領が開会式で笑顔をふりまき、惜しめない拍手を送ったことについては、いくつかの理由が想像できる。たとえば、開催国の最高政治指導者としての満足感、焦眉の急を告げるような対外問題の欠如、上昇気運の見えるアメリカ経済、今秋に控えた大統領再選のための戦術、などがあつたはずである。

しかし、それらを差し引いてもなお、クリントンの笑顔と拍手のなかにもっと本質的なものが残るのではないか。そのかぎりにおいて、「目を疑ったよ。フセインがアメリカの選手に拍手するなんてことは絶対にない」というアーメド選手の想像は的を射ているというべきだろう——筆者にはそう思われてならないのである。

では、その本質的なものとはいったい何か。本論の主題に即していえば、それは自由の意識の政治文化的背景に係している。フセインとクリントンとの違いは、たんなる彼ら個人的人格の相違ではなく、まして、湾岸戦争の発端から続いている特殊な時代状況が彼らに強いた態度の相違でもない。それは、ふたりを育んだ政治文化的条件の相違と解すべきである、と思われる。

一言でいえば、アメリカの政治文化とは、近代的な自由主義と民主主義とが合体してできあがった自由主義的民主主義（以下、自由民主主義と略称する。）のことである。その意味内容をよりよく理解するために、まず、西ヨーロッパにおいて民主主義と自由主義がそれぞれどのような道をたどったか、そして両者がどのような関係にあつたかを簡単に振り返り、次いでその西ヨーロッパ的経緯と比較対照しつつ、アメリカ的な自由民主主義という政治文化の特性を検討することにしよう。

まず近代の民主主義は、西ヨーロッパの市民革命において、イギリス革命の水平派、フランス革命の山岳派など、いわゆる急進派の運動の理論的武器として用いられた。旧体制にたいする初期ブルジョワジーの不満と、貧困にたいする農民や都市下層民の不満とが協調しあつて、共通の敵たる絶対君主と旧支配層とを打倒する際に、その精神的な支柱となつたのである。それは、古代ギリシャのポリス的共同体を基礎とする民主主義がたんに再生復活したのではなく、トマス・ホブズを嚆矢とする社会契約論によって正当化される市民社会の民主主義理論であり、近代的な自由と平等の自然権思想に裏打ちされたものであつた。

近代の自由主義の成立に力を貸したのは、一方で、万民を臣下として平等化しようとする絶対君主に抗して、みずからの伝統的な特権を保持しつづけることによって、絶対君主の権力に制限を加えようとした貴族たちと、他方で、私有財産と自由競争にもとづく自由放任主義を標榜することによって、権力の介入を排除しようとした初期ブルジョワジーたちとであつた。前者が担つた政治的自由主義は、その性質からして少数の有力者に限定されざるをえなかつたから、貴族的な性格を帯びるようになったことは自然の成り行きであつた。

しかしながら、阿部齊が指摘するように<sup>3)</sup>、「市民革命急進派のイデオロギーとしての民主主義は、革命の挫折とともに、新たに興隆しつつあつた労働者の運動に受け継がれた。…ヨーロッパの民主主義は初期社会主義と結びつくことになり、自由よりもむしろ平等を強く要求することになった。そのため民主主義は、貴族主義的色彩の強かつた自由主義とは鋭く対立する関係に置かれていたのである」民主主義と初期社会主義との親和性、民主主義と自由主義との対立——この2点は西ヨーロッパ的事情として念頭におく必要がある。なぜならアメリカには、その親和性も対立も、ともに発生することはなかつたからである。

ちなみに、20世紀の最初の四半世紀になつてもなお、ヨーロッパにおいては民主主義と社会主義とが親近関係にあると解されていた状況を、アメリカと比較しながら、西ヨーロッパの代表的知識人のひとり、ヨハン・ホイジンガはつぎのように描写している<sup>4)</sup>。

「ヨーロッパでは数年前まで、民主政治はある程度まで無産者の復讐に結びつけて考えられていたが、アメリカではけっしてそうではなかつた。1830年前後のアメリカで、家長制的な初期の民主政治が真の民主政治にとって代わられたときにも、その変化は少しも財産権の弱体化を意味しなかつた。それどころか、当時権力を獲得した諸グループは、…前任の支配者たちに負けず劣らず、容易な資本の形成と強力な個人財産の保護とを必要としていた。…

「ヨーロッパの社会主義が長期にわたって多数の人びとをこのうえなく魅了したのは、それが民主政治の真の理想と同義であると思われたせいである。しかしアメリカでは、社会主義はそのような魅力をもちえない。なぜなら民主政治の理想が、つとに政府自体——その欠点がどれほど大きかろうと——のなかに実現されたからであった。アメリカ人の民主政治はほとんど愛国心と同じものである。…アメリカ人は私有財産への攻撃を、ヨーロッパの諸国民よりもはるかに感情的にとらえる。

「階級闘争の教義はヨーロッパの世論のなかできわめて大きな比重を占めており、社会主義者でない人びとのあいだでさえそうなのであるが、アメリカでは事情がちがう。基本的にアメリカの世論は、おしなべて資本主義的かつ愛国的である」

これが近代ヨーロッパにおける民主主義と自由主義をめぐる思想状況の概略であった。それに比べると、アメリカにおける両者の関係は、置かれた自然的かつ社会的な環境の相違を反映して、ヨーロッパにおけるそれとはずいぶん異なる関係に立つことになった。

イギリス領北アメリカへの移住者のなかには、旧世界において宗教的な理由で迫害されたために、新大陸に自由な信仰の地を求めて大西洋を渡っていった人びとが数多くいた。その代表例として、1620年には100余人のピルグリム・ファーザーズによるプリマス上陸、1630年にはジョン・ウインスロップに率いられた1000人のマサチューセッツ湾植民地建設事業があまりにも有名である。そのうえ新大陸においてもなお、信仰上の理由からさらに未開の奥地へ向かうことも稀ではなかった。たとえば、1636年にマサチューセッツを追われた非正統派ロジャー・ウィリアムズは、彼のいう完全な形式の信仰を求めてプロヴィデンスへと、あるいは、1638年に反律法主義者アン・ハチンソンは、既存の植民地の秩序と権威に敵対する者として追放されてロード・アイランドへと、それぞれ旅立っていった。追放する側もされる側も、たがいに物理的な距離をおくことによって、たがいの宗教的信念の純粋性を保とうとしたのである。未開の土地が十分に存在したおかげで、距離をおくことによる孤絶＝自由の獲得という図式ができあがっていた、といえよう。

また、移住者のなかには、旧世界において経済的不遇をかこち、新世界での新規まき直しを図るべく、自由な土地と成功の機会を求めていた人びとも数多くいた。ベンジャミン・フランクリンはそういう人たちのための移住案内として、『アメリカへ移住しようとする人びとへの情報』を書いた。アメリカにはほとんど、金持ちもいなければ、貧乏人もいない。法律は彼らを保護し、だれでも勤労の果実を享受できる。しかし：

「…取り柄といえば家柄だけというような人には、アメリカへ行くのは薦められない。ヨーロッパでは名門は価値があるが、この商品運ぶにアメリカほど不利な市場はどこにもない。(なぜなら)アメリカでは他人のことを、「あの人はどういう身分か?」とは聞かないで、「あの人は何ができるか?」と聞くのである」

それだけに、とフランクリンはつづける、「アメリカは労働の国である。通りが大きなパンで舗装され、家の屋根はパンケーキぶきで、鳥がこんがり焼かれて「さあ食べて!」と鳴きながら飛び回っているという、英語のいわゆる怠け者の国(ラバーランド)、フランス語のいわゆる夢の国(ペイ・ド・コカーニュ)ではけっしてないのである<sup>9)</sup>」

だから、農業や牧畜に精通する元気な若者や、まずまずの手仕事の腕を持つ職人ならば、勤儉節約を励行することによって容易に身を立てることができよう。これがフランクリンの忠告であった。

こうした移住者たちがそれぞれに抱いている夢をかなえてくれるのが、新世界アメリカであった。そうであるかぎり、先にホイジンガが指摘したように、新しい土地アメリカにおける新しい人種、すなわちアメリカ人になっていった移住者たちがアメリカにたいして愛国的な心情を抱くようになるのは、ごく自然な成り行きであったろう。宗教的であれ、経済的であれ、自由なる者の国アメリカ! というわけである。

しかし、彼ら移住者を待っていたのは、厳しいアメリカの自然環境であった。たとえば、最初プリマスに上陸したのは102名であったが、食糧不足と厳寒と疫病のために翌春には50人が生き残っていたにすぎなかったことから、その間の事情をうかがい知ることができる。そうした環境のなかで共同社会を建設し、維持してゆくためには、男も女も、ひとりの人間がいくつもの政治的、経済的、社会的役割を果たすのみならず、全員が参加して決定をくだし、全員がそれを実行することが要請された。それ以外に、生存の方途がなかったからである。

19世紀をつうじて、いわゆる西部開拓史の過程でも事情は同じだった。すなわち、大西洋沿岸部から西方へと移住してゆくおびただしい集団は、それぞれ長い道程を克服したり、力を合わせて幌馬車を丘の上へと引っ張り上げたり、インディアンから身を守ったり、あるいはそのほか協力を要する数多くの目的を達成するために、そこそこにコミュニティを組織しては、大西洋を渡来した先祖たちとよく似た経験を積み重ねていかねばならなかった。

このようにして、まず社会形成への参加、やがては政治への参加というふうには、民主主義の大原則のひとつである参加という契機が、おのずからふだんの生活のなかで意識され、実践されていったのである。

ここで改めて注目すべきことが二つあるように思われる。ひとつは、新大陸アメリカにおける植民地建設および建国の事業に携わった人間は、ヨーロッパ的な意味での特権階級たる貴族や僧侶やブルジョワジーに限られたのではなく、ごく普通のありふれた人びとであったということである。ヨーロッパとはちがって、アメリカ植民地における自由主義的な考え方や民主主義的な考え方は、そのような人びとのあいだで価値あるものとして共有されていたのであった。

いまひとつは、したがって、それらの考え方は基本的には、けっして少数の選良たちの思想の世界で鍛え上げられた抽象的な命題ではなく、平凡な人びとのふだんの社会生活に根ざしたものであり、彼らが肌で感じとる具体的な社会的雰囲気であり、体で実践する具体的な社会的慣行であったということである。

この点にかんして、前出のホイジンガは興味ある対比をおこなっている。「われわれ〔ヨーロッパ人〕は個人主義を、高度に発展した自由で積極的な心的態度であると、言い換えれば、高度かつ高貴な文化の要素であると見なすことに慣れており、〔その言葉を聞くと〕レオナルド・ダ・ヴィンチ、エラスムス、モンテーニュといった顔ぶれが実例として浮かんでくる。しかしアメリカ植民地の建設に作用した個人主義は、それよりずっと原初的…な力を持つものとして登場する<sup>6)</sup>、と。

これをトマス・ジェファソンの口吻を借りて言い直せば、『独立宣言』は事物の当然の条理を述べるとともに、当時すでに一般的になっていた「アメリカ人の精神の表明」であったということになる。つまり『宣言』の行為は、演繹的な推論から導きだされる諸原理を集大成したうえで、その新機軸に沿って新たに社会をつくるという創造的行為であったというよりもむしろ、すでに経過した200年近い植民地建設の年月のなかでアメリカ植民地人が身につけた経験則を再確認する行為、すなわち文字どおりの宣言的行為なのであった。

こうした理由から、ヨーロッパとはちがって、アメリカにおいてはすでに植民地時代から、自由主義と民主主義とが自然な形で融合する諸条件が備わっていた、といえるだろう。さらに、社会主義が誕生したのちも、ヨーロッパとはちがって、アメリカの民主主義は社会主義の目的との関連で理解されるというようなことがないままに、むしろ民主主義は自由主義との親近関係を保ちながら今日にいたっている。ここに、アメリカの政治文化の独特さがあるのである<sup>7)</sup>。

このようにもともと親和的であったアメリカの民主主義と自由主義とを意識的に合体させたのが、『ザ・フェデラリスト』の著者のひとりであり、《アメリカ憲法の父》と尊称されるジェームズ・マディソンであった。研究者によっては、後年のアレクシス・ド・トクヴィルをもって、自覚的な自由民主主義の成立と見なすことがあるけれども、彼に先立つおよそ半世紀も前に、民主主義のうえに自由主義を接ぎ木することによって、自由民主主義をつくり出す作業を行ったのはマディソンであった——これが筆者の見解である。

マディソンは共和政という名称を用いているが、その意味するところは(間接)民主政である。これには事情がある。すなわち、R.R.Palmarが指摘するように<sup>8)</sup>、まだ18世紀末においては民主政という言葉は衆愚政治と同義語だと否定的に受け取られることが多かったために、民主政に肯定的、積極的な価値を認める指導者たちはできるかぎりその言葉を避けて、共和政という言葉に置き換えて多用したという事情があったのである<sup>9)</sup>。

さてマディソンは、『ザ・フェデラリスト』(以下、篇の数字のみを記す。)の第10, 37, 39, 47, 49, 51篇など、いたるところで共和政の長所を強調し、アメリカ合衆国憲法もよろしくその政体を採用するよう唱導している。たとえば、第39篇においては共和政を定義して、「その権力のすべてを、直接にであれ間接にであれ、大多数の人民から与えられ、その権力が、自己の好む間、あるいは一定の任期の間、あるいは罪過ないかぎり、その職にある者によって行使される政治機構を指して、共和政と呼ぶことができよう。何よりも共和政にとって本質的なことは、政府が社会の特権階級や、とるに足りない一部少数の者に基礎をおくものではなく、社会の大多数の人びとに基礎をおいていることである<sup>10)</sup>」と述べている。

最終的に主権が人民の手中にあることを大前提とし、じっさいにはその人民のなかの多数者の意志を支配意志と見なし、多数決の原理という技術によって多数者の意志を発見するといった、およそ民主政治の要諦がここに集約されていることは確かである。

しかしながら、ここで注意しなければならないことは、必ずしもマディソンが諸手をあげて民主政に賛同していた

わけではないということである。彼は歴史に登場したさまざまな民主政の実態を丹念に吟味した結果、それらに共通する最大の欠陥として、民主政にはとかく派閥の暴威という害悪に蝕まれる傾向があると指摘し、さらに彼は18世紀末アメリカの諸州の実情を眺めわたして、諸方策が多数派の利害と力によって左右されている、と現状に嘆息をもらしているほどである<sup>13)</sup>。そこから彼が得た結論とは、何の加工も施されない生のままの民主政をそのままアメリカに適用することは不適當である、というものであった。

しかし、時代の趨勢からしても、またアメリカ植民地人の社会的政治的経験則からしても、民主政（マディソンが常用する言葉でいえば、共和政。）の採用を拒むことはできない相談であった。かといって、たいていの民主政には、あの呪わしい欠陥が、すなわち多数派によって少数派の自由が蹂躪されるという欠陥がつきまとう。では、民主政のなかで自由をどのようにして救いだすのか。これこそマディソンの取り組んだ中心課題であり、おそらくその課題にたいする真正面からの最初の挑戦だったといえるのではないだろうか。そして、その問題にたいして彼はつぎのような解答を書いたのであった。

「…そもそも政府とはいったい何なのであろうか？ それこそ、人間性に対する最大の不信のあらわれでなくして何であろう。万が一、人間が天使でもあるというならば、政府などもとより必要としないであろう。またもし、天使が人間を統治するというならば、政府に対する外部からのものであれ、内部からのものであれ、制御など必要としないであろう。

「しかし、人間が人間の上に立って政治を行うという政府を組織するにあたっては、最大の難点はつぎの点にあるのである。すなわち、まず政府をして被治者を支配しうるものとしなければならないし、つぎに政府自体が政府自身を制御せざるをえないようにしなければならないのである。人民に依存しているということが、政府に対する第一の制御になっていることは疑いをいれない。しかし、経験が人類に教えるところに従えば、やはりこれ以外に補助的な、警戒的な措置が必要なのである。

「対立し敵視する利害を組み合わせて、よりよい動機の欠如を補充しようというこの方策は、公私を問わずおよそ人間の関与することから全体を通じて認められるところであろう…。

「アメリカにおいては、いっさいの権能は社会一般に由来し、社会に依存することになろう…<sup>12)</sup>」

ここにいう「人間が人間の上に立って政治を行うという政府を組織する」、「人民に依存しているということが、政府に対する第一の制御になっている」、「いっさいの権能は社会一般に由来する」とは、ほかならぬ民主政の本質を述べたものである。

また、ここにいう「補助的な、警戒的な措置」や、「対立し敵視する利害を組み合わせて、よりよい動機の欠如を補充しようというこの方策」とは、先述したように<sup>13)</sup>、自由主義的な制度——政治の領域および社会の領域の双方における抑制と均衡のシステム——を指している。

ここに始めて、民主主義と自由主義との意識的かつ意欲的な接ぎ木作業が行われ、「ザ・フェデラリスト」のなかに明言されたのであった。マディソンがこの自作の政治的、社会的考案を目して、「いわば人間の聡明さの発明したものというべく…」と、いかにも誇らしげに書いているのが印象的である。

それは後年、1830年代のトクヴィルの脳裏を占めることになる問題であった。このように考えると、マディソンはトクヴィルよりもさかのぼること約半世紀も前に、すでにトクヴィルの問題意識を先取りする形で、何よりも自由を保持することの大切さを強調し、それを自由民主主義（たとえその言葉を使用しなかったとしても）の問題として取りあげて、鮮やかな解答を示していたというべきであろう。

ことほどさように、18世紀末アメリカにおける公論の焦点は自由の擁護のうえに合っていたのだが、いうまでもなく、アメリカ植民地人一般の自由感覚の起源はそれよりもはるか以前にさかのぼる、といわなければならない。さらにまた、アメリカ人の自由感覚の系譜はその後、19世紀を経て20世紀の今日にいたるまで途切れることなく、連綿とアメリカ史の通底音として響いている。以下に、その系譜のなかからいくつかの事例を拾ってみよう。

(1) そもそもイギリス人がアメリカに進出し始めた最初から、イギリス人の開拓地には、どこでも、イギリスの法律があり、イギリスの自由があると了解されていた。早くも1606年には、ヴァージニア会社の第一の特許状は、植民者とその子孫が「イギリス本国に居住し出生した場合と同様に、事実上ここですべての自由を」与えられると言明していた。そして、これが一世紀半あまりのちに、独立をみざす戦いへと彼らをかりたてる合言葉となるはずであった<sup>14)</sup>。

(2) 1759年にヴァージニア地方を旅したイギリス人牧師アンドルー・バーナビーは、次のような印象記を残している。「彼ら〔ヴァージニア人〕は傲慢で、自分たちの自由を失うまいと気を配り、抑制をきらい、何らかのより高次の権力のものに拘束されるなどということは、考えるだけでも我慢できない<sup>15)</sup>」

(3) 1760年ごろ、ニューイングランドの商人たちは、フレンチ・アンド・インディアン戦争下にあってもなお、イギリス本国の砂糖法に反して、フランス領西インド諸島から糖蜜を密輸入していたので、イギリス本国議会はマサチューセッツ総督に命じて臨検令状を発行させた。それは密輸品の捜索に際して、税関吏がいついかなる場所にも立ち入ることを許可する一般捜索令状であったから、アメリカ植民地人の目には、イギリス人として保有する伝統的な自由の権利を侵すものと映った。そこで、ボストンのタウン・ホールで開かれた裁判において、あえて検事長相当の地位を投げ捨てた弁護士ジェイムズ・オーティスが、令状への反論を次のように展開したのだった。

「私たちの住まいは城のようなものであります。私たちがこの住まいに静かに住んでいるのは、城のなかで国王が守護兵に守られて住んでいるのとおなじであります。しかるに、この令状は、こういう個人の特権を無視するものであります。税関吏が、彼らの欲するとき、私たちの住まいに入ってくることは許されないのであります。…」

古来、アングロ・サクソン民族には、〈雨垂れの落ちる範囲内では、だれもが主人である〉という言い回しがある。オーティスとその同時代人たちにとっての自由とは、中世における自由と同じ意味あいをもっていた。つまり、外部からのいかなる権威や干渉にも抵抗し、断固としてそれらを拒絶することである。それはまるで、彼らの精神の住まいが城壁に囲まれた中世都市でもあったかのような心のありようだった。やがて来るべき独立革命劇の舞台装置がここに完成した、というべきであろう。

その法廷の傍聴人のなかに、青年ジョン・アダムズがいた。彼は後年、オーティスの熱弁を思い出しながら、「オーティスは火の焔であった。…愛国者と英雄の種子が、そのときそこで蒔かれた。…これこそイギリスの専制的な要求に反対する最初の行動の最初の場面」だった、と述懐したものである。

裁判は植民地商人側の敗訴に終わったけれども、オーティスが展開したところの「憲法にもとる法令は無効である。自然の公正にもとる法令は無効である」という論陣は、このとき以来、自由の権利論の遺産として残ることになった。すなわち、基本的な「自然の法」＝「不変にして文字には表されない神の法」に訴えることは、アメリカの権利章典に表現されているように、アメリカの法の基本原理となったのである<sup>16)</sup>。

(4) 独立革命後も、掲げられた自由の松明の火勢はけっして衰えはしなかった。1787年1月30日、パリ在住のトマス・ジェファソンは、ジェイムズ・マディソンに宛てた書簡のなかで、政府対人民の関係について確固とした信念を吐露している。

「私は、危険をとまなう自由を、静かに黙っている奴隷の制度よりも、選びたいのです。といいいますのは、共和国のそういう欠点も、それがよき働きをすることもありうるからです。…私は、かねがねから考えていることなのですが、ときどきは、小規模の反乱ぐらゐは、よいことであると考えています。なぜとて、ちょうど自然界にも暴風を必要とするごとく、政治界でもそれを必要とするものと考えてからです。…(小規模の)反乱は、健全な政府にとって必要な良薬であるからです<sup>17)</sup>」

唯々諾々と隷属の平穏に安住するよりもむしろ、たとえ身の危険を賭してでも、荒波のなかの自由を選択する、共和国の自由とはそのようなものである、というのである。それはちょうど、たまさかの暴風が池の水を激みによる腐敗から守るのに例えうる。

ジェファソンが表明したこのような政治的自由主義の信念が、やがて詩人ウォルト・ホイットマンの筆に移されたとき、それはいっそう端的な個人主義の相貌を帯びることになるであろう。《合衆国に》と題した彼の詩からは、ほとんど扇動の響きさえ聞こえてくるようである。

「合衆国に、あるいはそのいずれの州にも、いずれの都市にも私は訴える、おおいに抵抗し、服従は少なく、と。／いったん服従に疑問を抱かなくなれば、隷属は完全なものとなる。／いったん隷属が完全なものとなれば、この世のいかなる合衆国、州、都市といえども、もはや二度と自由を取り戻せないのだ<sup>18)</sup>」

(5) 世紀は変わって、19世紀初頭のイギリス人の自由の意識のありようを、E・アレヴィは次のような興味深いエピソードによって描いた。アメリカ人自身にまつわる話ではないけれども、同じアングロ・サクソン民族の心性を浮き彫りにしていると思われるので、参考のために見ておきたい。

伝統的にイギリス人は、中央政府による統制をできるだけ縮小しようと努めてきた。たとえ犯罪防止のためであれ、あえて中央政府の権限強化の道、つまり、強力な国家警察という巨大な制度を創設しようとはしなかった。1811年にロンドンでにわか犯罪が増加し、新聞がいっせいに警察力増強の必要性を説くようになったときにも、イギリス国民は依然として頑強に反対した。その結果イギリスは、トーリー党のもとで、十分な警察力を持たぬままにとどまることになった。つまりイギリス国民は、もしも必要とあらば、自由を保持する代償として、ある程度の無秩序なら我慢しようと決意したわけである。彼らの言い分はこうだった。

「なるほど彼らフランス人たちは、称賛すべき警察をパリに持ってはいる。しかし彼らは、そのかわりずいぶん高い代償を支払っているのだ。しかり、パリ警察は、圧政に奉仕するための、もっとも巧妙に工夫された組織なのだ。それは、極悪犯罪の発生を防止するのにあまりに有効であるため、われわれイギリス人がもっとも大切にしている人間性をゆがめたり、悩ましたりするほどだ。家宅捜査やスパイやフーシェ流の陰謀に身を任すぐらいなら、むしろ三、四年ごとに半ダースの人間が〔犯罪によって〕首を切られるほうがまだましだ<sup>19)</sup>」

強力で能率的な、したがって国民の自由を脅かす警察組織のもとで、安全な生活を送っているフランス人について、イギリス国民が抱いた一般的な感想がこれであった。上述のジェファソンの信念を彷彿させるエピソードである。

(6) アメリカにおける自由の意識の系譜を閉じるにあたって、ジェファソンの信念やアレヴィの挿話に勝るとも劣らぬ強烈な自由の主張を、最近の事例のなかに聞いてみよう。

1993年6月、日本人の高校留学生がルイジアナ州バトンルーージュで射殺され、裁判でアメリカ人被告が無罪の評決を受けた事件はまだ記憶に新しい。事件の背景には、さまざまな悲劇的な事情が重なりあっていたことは、各種の報道や論評からうかがわれる。とりわけ被害者の落命は何にもまして不幸な出来事であった。

それでも、とある女性ジャーナリストはいう<sup>20)</sup>。「アメリカに帰ったら、銃を買おうと思っている」、銃の所持は正当な自衛手段になりうるし、持ち主次第で賢明にも愚かにも使える道具である、と。なぜ彼女は銃を買うのか。その理由はこうである。

「合衆国憲法は、市民に武装する権利を認めている。政府が市民の利益を守らず、市民を犠牲にして自らの利益を追求するなら、市民は武力に訴えてでも抵抗することができる。私にとって銃の所持は、無謀な論理の飛躍などではなく、市民の権利なのだ」

合衆国憲法とは、いうまでもなく、修正第2条「規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を所持し、またこれを携行する権利は、これを侵してはならない<sup>21)</sup>」を指す。

彼女はつづけていう。アメリカ人がエゴと権利を峻別するだけの節度をわきまえるようになるまでは、ある種の銃規制が必要だろう<sup>22)</sup>。だが状況が変わっても、銃を所持する権利自体は守られるべきだし、守られるだろう。この点で、日本の友人たちとの見解の差をたがいに認めあわなければならないようだ、と。

「豊臣秀吉の有名な〈刀狩り〉は、日本に法と秩序をもたらすことに役立った。しかし一部の日本人がいうように、秀吉は「人びとの安全のために」武器を取り上げたわけではない。それは彼自身の権力基盤の安泰が目的で、〈刀狩り〉によって日本人が得た平和には、権力者への服従という代償がつきまとっていたのだ。あたかも、アメリカの行きすぎた自由で代償がつきまとっているように」

ラディカルという言葉は、〈根本〉を意味するラテン語のradixに由来しており、したがって、ものごとの根本・究極に至ろうとする姿勢を指している。本件をとことんまで突き詰めて考えると、てんびん秤の片方の皿に自由の権利をのせ、もう一方の皿に安全をのせると、秤はどちらに傾くだろうか、という地点に逢着する。それは極限状況での選択をわれわれに強いる。そのぎりぎりの分岐点に立って、彼女はためらわずにI'm buying a gunと断言し、銃によって得られる自由の権利を保全しようとする。「人間みなきょうだい」と考えたいという思いとは裏腹に、悲劇的な、しかし直視せざるをえない現実を前にして、彼女が問題の〈根本〉を問いつめたとき、このようなラディカルな解答を引き出すことになるのであろう。それはあたかもホイットマンが現在によみがえり、日本の往時の〈刀狩り〉に事寄せて、「服従は隷属となり、隷属はふたたび自由を回復しえない」とうたっているかのように聞こえてくる。

以上の拙論を要約すると、アメリカの政治文化の特性として次の三点を挙げることができるように思われる。すなわち：

- ①そもそも植民地時代の出発点から、政治の領域と社会の領域の双方において、いわば無自覚のままに民主主義と自由主義とが親近関係にあったこと、
- ②独立の建国に際して、政治社会の基本構造（constitution＝憲法）として、意識的かつ意欲的に自由民主主義を樹立しようとしたこと、
- ③今日にいたる200余年の歴史のなかで、ときとして荒々しいまでの自由を尊重してきたこと<sup>28)</sup>。

### 3. アメリカ社会構造の政治学的意味

すでに筆者は、拙論「アメリカにおける自由について(1) — その特質と制度」の「3. 自由のための制度」のなかで、こう指摘した。すなわち、合衆国憲法制定会議のメンバーたちが、民主的な自由を獲得するための方途として、ひとつには、政治における権力分立と相互抑制のシステムを、ふたつには、社会における集団や党派間の抑制と均衡のネットワークを、それぞれ案出した、と。

また筆者は、すでに拙論「アメリカにおける自由について(2) — その意識と社会」の「2. 習俗・結社・コミュニティ」のなかで、こう指摘した。すなわち、アメリカにおいて民主的な人民を自由のうちに存続させるために最も重要な要因は、法制度というよりもむしろ社会の習俗であり、その習俗を集約的に表現するのが自発的団体である、と。

そこで、以下の行論では、アメリカ社会独特の習俗を現出するもろもろの自発的団体が相互に抑制と均衡の関係に立つことが、どのようにして民主的な自由の保持に貢献するのかについて検討する。そして、アメリカ社会構造の政治学的意味を検証することによって、特殊アメリカ的な社会構造が一般的な自由民主主義の政治スタイルに対応することを論証するのが、ここでの筆者の意図である。

アメリカ社会構造を分析するには、社会学で常用されるモデル化の方法が簡明かつ有効であろう。図1がそれである。あらかじめこれを、《ハス型構造》の社会と名づけておこう。アメリカ社会の断面図に現れる多数の自発的団体が織り成す模様を、ハスの地下茎の穴に例えることができようからである。

人間の生活を、(1)個人的な生活、(2)市民としての社会生活、(3)国家的政治にかかわる生活、の三つのレベルに分けて捉えてみよう。まず(1)で人が所属する集団は、家族、近隣社会、遊び仲間などである。次いで(2)では、所属集団が質量ともながぜん多くなる。学校、学級、クラブ活動、ボーイスカウトやフラタニティやソロリティなどの友愛団体、PTA、職場、労働組合、同業者組合、趣味の同好会、宗教の宗派、地域社会での各種団体などである。(3)では、参政権その他の国民としての権利の行使、納税その他の国民としての義務の履行などを通して、国家という団体にかかわってゆく生活が送られる。

これらのなかで、人間としての成長を図り、自己実現を旨とするための基本的な営為の場となるのは、(2)の市民としての社会生活であるといつてよい。なぜなら、そこで過ごす時間の長さ、たがいに及ぼしあう感化力の強さ、みずからの意志による選択の幅の広さなど、人間形成にもっとも大きな影響を与えつづけるからである。また、(1)の個人的な生活は、たしかに人格形成途上において各人に大きな刻印を押すものではあろうが、しかしそれを構成する団体は、いまださほど自覚的あるいは自発的に選ばとられたものとはいいがたいし、(3)の国家的政治にかかわる生活は、日常生活の感覚からすると、いかんせん、どこかよそよそしく、何ほどかの距離を感じてしまうというのが実感だろうかである。

さて、そのアメリカ社会をいくつかの面で切ってみると、その断面図にはさまざまな生活模様が浮き彫りになる。たとえば、1996年の大統領選挙に臨む政党という面で切った場合、その断面図にはクリントンの民主党、ドールの共和党、ペローの改革党、その他社会主義政党をはじめとする弱小の諸政党がある。宗教という面で切った場合には、カソリック教会、プロテスタント教会（そして、それぞれのなかの各宗派）、禅のコミュニティ、ときにはオカルト集団さえ存在する。マスコミという面で切った場合には、ワシントン・ポスト、ニューヨーク・タイムズ、シカゴ・トリビューン、ウォールストリート・ジャーナルといった大新聞、その他のいろいろな地方紙、そしてABC、CBC、NBCの3大ネットワークに加えて、CNNその他のテレビ局がある。大学という面で切った場合には、州立、私立、男子校、女子校のほか、建学の精神によるさまざまな大学間の相違が見られる（それが、いわゆるスクールカラーというものであろう）。学校のクラブ活動という面で切った場合には、マーチングバンドクラブ、図書クラブ、水泳部、フットボール部など多数の団体がある。おのおのの断面図は、図1のような《ハス型構造》の模型図の観を呈することだろう。



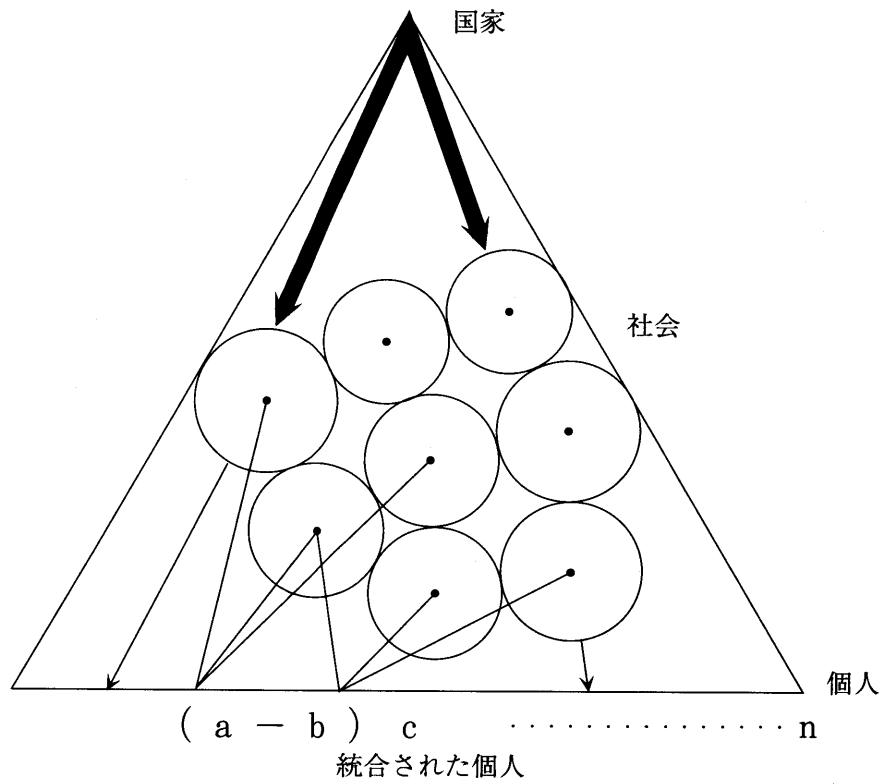


図1 《ハス型構造》の社会モデル

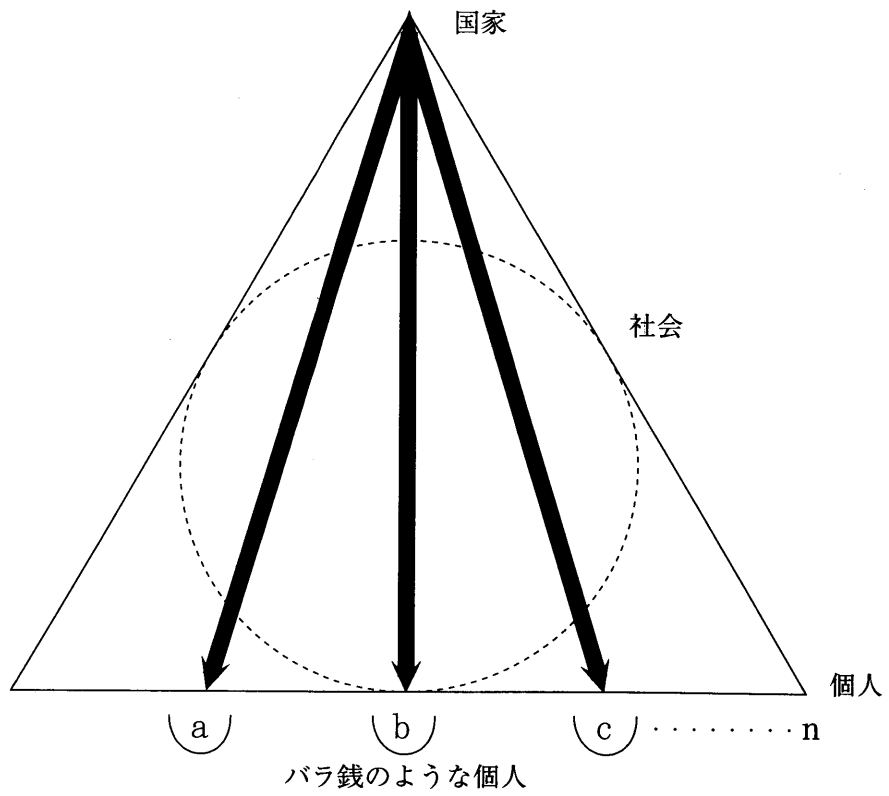


図2 《金太郎あめ型構造》の社会モデル

個人の生活に置き換えていうと、aの日常生活は主に州立大学の学生、メソジスト教会のメンバー、野球部の選手という三つのレベルと役割から、bの日常生活は主に私立の女子大生、メソジスト教会のメンバー、チアリーダークラブのメンバーという三つのレベルと役割から、それぞれ成り立っている、という具合である。この場合のaとbは、ともにメソジスト教会のメンバーとして、同一の宗教的信念と行動様式という絆によって強く結合、あるいは統合されている。いわば(a-b)というように、ひとつの器のなかに入っているのであって、けっしてaとbはバラ銭のように孤立しているのではない。

このように、社会のなかに、①各人の自由意志に基づいて参加・脱退できるという意味で自発的であるとともに、②多種多様なものの見方をする多数の団体が存在するならば、その結果として、つねに社会全体のなかに多種多様な価値観と行動様式とが保たれ、人びとはいずれか複数の団体を自分で選択して所属することが可能となる。そうであれば、各人が自由な判断と行動の機会に恵まれる、と期待してよい。

その度合いに応じて、批判的なものの見方が身につく機会や、政府の譲歩を引き出す機会も増すであろう。たとえば、矢印に示されるように、政府がある法案を提示するという形で、統治のためのなんらかの意志表示をした場合を考えてみよう。政府の意志は、まず団体によって受けとめられ、その独自の見解によって批判されるなり修正されるなりしたのちに、aやbの個人に伝えられることになる。いわば、その団体独自の価値観が一種のフィルターとなって、政府の意志を濾す役割を果たす、と考えてよい。少なくとも、政府の意志がそのままの強さを保ったまま、直接に個人に伝わる可能性は低くなる、というわけである。となれば、政府はみずからの意志を説明したり、人びとを説得する努力をしなければならぬし、妥協や譲歩を余儀なくされることもある。

これを要するに、個人が政府の意図のままに動かされる度合いが、それだけ小さくなる道理である。図1の矢印線の太い部分と細い部分との違いがそのことを表している。言い換えれば、矢印線の太さから細さを差し引いた残り、つまりその差の部分に、個人の自由が息づく余地が生まれる。

団体を真珠のネックレス全体に、個人を一粒の真珠玉に、団体のメンバーが共有する価値観を真珠玉のつなぎ糸にそれぞれ例えてみて、丈夫なつなぎ糸がしっかりとネックレス全体を、(ということはとりもなおさず真珠玉一つひとつを)結びあわせている状態を想像してみると、個人がしっかりと団体に統合されていれば、団体がいわば防波堤となって、打ち寄せる荒波から個人を守る役目を果たすと期待できる、というわけである。

極端な場合には、政府の意志は団体独自の価値観によってはねかえされてしまい、まったく個人に伝達されないような事態もありうるだろう。

もちろん逆の事態もありうるだろう。団体の性質しだいで、政府の意志が増幅されて個人に伝えられる場合である。たとえば、政府の法案が軍人年金の増額をねらったものであり、団体が第二次大戦遺族の会であるような場合がそれであって、団体はその法案の内容をもっと充実、強化させるべく、個人を動員して政府支持のキャンペーンを展開することであろう。

しかし、社会のなかに十分に多数の多種多様な団体が存在すれば、全体としては図1のように、矢印線の部分に差が生じて、前述のような効果をもたらすと考えてよいのではないか。かつて筆者がアメリカの制度を目して、《多ければ多いほどよい》制度、《the more, the better》のシステムと呼んだのは、実にこのことを指していたのである。

《ハス型構造》の政治学的意味をよりよく理解するために、それとは反対に、社会のどの領域をのぞいてみても団体が一つずつしか存在しないような社会を想定し、これを《金太郎あめ構造》の社会と呼んでおこう。図2がそれである。

どの断面で社会を切ってみても、ちょうど《金太郎あめ》に似て、同一の団体しか現れない。たとえば、労働組合という断面で切ると、いわゆる御用組合のみが顔を出すだけである。そこでは、一様なものの見方が社会全体を領しているから、個人の自由な判断と行動の機会が著しく損なわれざるをえない。国家の支配的意志にたいして対抗意志を形成する場がなく、しかも、国家の支配的意志は一つきりの団体によって増幅、強化されて個人に伝わるから、個人はそれによって操縦ないし支配される可能性が格段に高くなる恐れがあるのである。個人は自発的の団体によって統合されていないために、おのおのが国家と直接に面と向かいあう状態におかれている。各人が、団体といういわば小銭入れにおさまっていないバラ銭のように、たがいに孤絶したまま放置されている状態であって、これと前述の(a-b)関係とのちがいは明らかである。このような状態にある個人は、どれほどか弱く、もろい存在であることか。その例を以下に見てみよう。

こうした一様な社会と人間のうえを、やがて全体主義的な独裁政治の影が覆うことになる。前者から後者への距離

はずかである。歴史上、詩人にしてフランス革命家であったアンドレ・ド・シェニエの次のような詠嘆は、多数の団体から成る社会のうえにのっかる国家と、団体が姿を消した社会のうえにのっかる国家とを対比して鮮やかである。

「さまざまな結社や団体を内包する国家は、なんと浅はかで不幸なことだろう。そのメンバーになると、人びとは全体の精神と全体の利益とは異なった、勝手な精神と勝手な利益を得ようとするのだ！」

「国家以外にいかなる形態の結社ももたず、祖国以外にいかなる団体も、そして全体の利益以外にいかなる利益ももたない [わが] 国土 [フランス] は、なんと幸福なことだろう！」<sup>24)</sup>

事実、フランス革命は、「個人はあらゆる社会的拘束から解放されるべしとの命題」のもとに、「…社会階級、地域社会、職業団体であろうと、あらゆる権力 [=国家] と忠誠 [=個人] との [あいだにある] 中間的な中心を一掃」し、「人間と国家とのあいだに何もかも介在を許さなかった<sup>25)</sup>

こうして廃墟と化したフランス社会に姿を現したのは、ほかでもない、恐れを知らぬ指導者たちと熱狂的に歓呼する追従者の群れとが呼応しあって演じた、あの恐怖政治だったのである。

旧ソ連も (そして現在の中国もまた) 同工異曲であろう。ただ一つきりの共産主義イデオロギーだけが、立法、行政、司法、経済、軍隊、教育、組合、芸術、情報機関その他、人びとの生活全般をただ一色に、重苦しく垂れこめる灰色の雪雲さながらに、染めあげている。一党独裁、中央指令による計画経済、公安委員会による監視と取り締まり、といった制度のもとで、小学生から大学生にいたるまで、口を開けば異口同音に、同一のイデオロギーの同じ言葉をしゃべるのである。

さらに、現在もなお世界のそこここで発生する軍事クーデターの過程についても、ほぼ同じように解釈することができる。反乱側がなによりもまず始めに手をつけるのは、新聞社や放送局の占拠と、出版の検閲とである。次いで彼らは、夜間外出や集会やビラまきを禁止する。これらの措置は、洋の東西を問わず、ほとんどのクーデターに共通する常套手段といってよい。そのねらいは、個人をバラバラにし、いわばタコつぼに入れてたがいに孤絶させ、そのうえで反乱側の宣伝情報のみを一方向的に流すことにある。憲法の言葉でいえば、言論・出版の自由と、集会・結社の自由とを停止することである。

これは、反乱側としてはいわば当然の措置であろう。なぜなら、一般の人びとが集合し、情報を交換し、意見の一致によって統合され、共同行動をとるようになることが、反乱側にとってもっとも不都合なことだからである。こう考えると、言論・出版と集会・結社の四つの自由こそ、自由主義の本旨に即していえば、数ある自由権のなかでもとくに重要な意義をもつものといわなければならない。これら四つの自由は人びとに、積極的な行動の機会を与えるものだからである。

この意味において、1791年、アメリカ合衆国憲法に権利章典がつけ加えられたとき、その第1条に「連邦議会は、国教の樹立を規定し、もしくは宗教の自由な礼拝を禁止する法律を制定してはならない。また、言論および出版の自由を制限し、あるいは人民の平穩に集会する権利、ないし苦痛事の救済にかんし政府に請願する権利を侵す法律を制定してはならない」<sup>26)</sup> (傍線筆者) とうたったことは、後世に大きな教訓と遺産を残した深慮であったと評すべきであろう。この明言規定によって、《ハス型構造》の社会を形成する手段が確保されるからである。

200余年前にいったん定められたアメリカの社会構造と政治スタイルは、その後の年月のなかでほとんど変化していない。その後、合衆国に新しい政治形態をもたらそうとする試みはもはやなかったし、まして王朝の問題は存在しなかった。合衆国憲法は最古かつ現役の成文憲法として、いまもなお機能しつづけている。この意味でアメリカは、歴史こそ浅いとはいっても、もっとも古く保守的な国のひとつであるといえるだろう。

およそひとつの文明、ひとつの社会が健康で生き延びるためには、みずからへの批判とみずからによる抑制の仕組みを、体内に内蔵していなければならないのではないか。なんらかの制度であれ、原理であれ、習俗であれ、あるいは歴史感覚であれ、そうした批判と抑制の仕組みとなりうるものが作動してこそ、瓦解と衰亡の引き金となるやもしれぬ自家中毒症状を回避できる、と思われるからである。

たとえば、同じアングロ・サクソン民族の国イギリスの王室が、なぜ今日まで永らえることができたのか。その理由の一部は、立憲主義と君主制とを巧みに組み合わせる知恵を発揮したことのほか、陛下の反対党 (Her [or His] Majesty's Opposition) という考え方に象徴されるように、批判や反論を許容するという精神風土がしっかりと根づいた社会であったこと、また、他からの批判ばかりでなく、王室自身がみずからの改革に臆病でなかったこと<sup>27)</sup>、に求められるだろう。

王座から追放されたエジプト王ファルークは、こう予言したものである。「世界に残れる王は5人だろう。スベード、ダイヤ、クラブ、ハートの王、そしてイギリスの王だ」<sup>28)</sup> と。

以上の拙論を、社会構造と政治スタイルとの対応関係という観点から要約すると：

- ①《ハス型構造》の社会は、自由民主主義政治を育む母乳である。逆にいえば、もしも自由民主主義政治を望むならば、まずもって《ハス型構造》の社会の構築を目指すのが効果的な方法である。
- ②《金太郎あめ構造》の社会は、全体主義的政治の温床となりやすい。逆にいえば、全体主義的政治の予兆となるのは、ある政治勢力が《金太郎あめ構造》の社会を作り出そうとすることである。そうした事実が進行しつつあるかどうかを知るには、言論・出版・集会・結社の自由にたいする侵犯が発生しつつあるかどうかひとつの有力な判断材料となる。

アメリカにおいては、自由を保持するために、上述したような工夫が凝らされてきた。その工夫と苦心は称賛に値する。とはいえ、制度的な工夫だけで自由が保証されるわけではない。それに加えて、自由を守りぬくのだという気概がつねに保たれねばならないだろう。また、アメリカの自由そのものが完全無欠なものだと言い切れるわけでもない。そこで次巻では、まず自由のためにアメリカ人が発揮する気概を探り、次いでアメリカの自由そのものに内在する問題点を指摘する予定である。 (未完)

## 文 献

- 1) 『名古屋工業大学紀要』, 第47巻(1995年)所収。
- 2) 日本語版, 1996.8.14/21合併号, 5ページ。
- 3) 阿部齊『政治学入門』(岩波書店, 1996年), 161ページ。
- 4) Johan Huizinga, *America, A Dutch Historian's Vision from afar and near*, trans. by Herbert H. Rowen [Harper & Row, 1972], pp. 158-159.
- 5) ベンジャミン・フランクリン「アメリカへ移住しようとする人びとへの情報」『アメリカ古典文庫1 ベンジャミン・フランクリン』(池田孝一訳, 研究社, 1975年), 123-124ページ。
- 6) ヨハン・ホイジンガ『アメリカ文化論——個人と大衆』(橋本富郎訳, 世界思想社, 1989年), 15ページ。
- 7) アメリカ人自身の目に社会主義はどう映ったのだろうか。アメリカ文化史家のダニエル・ブアスティンは、19世紀末から今日までの西ヨーロッパとアメリカの両地域における社会主義の状況を鋭く対比させながら、つぎのように分析している。

「最近のヨーロッパ政治におなじみの主題といえ、個人対国家」という対照句であるが、ハーバート・スペンサーが1884年に同名の著書を出版する以前でさえ、それはすでに旧世界の思想を支配し始めていた。これ以外にも、こうした思考様式は、〈個人主義対社会主義〉とか〈自由放任対集産主義〉という対照句として表現されたし、そのほかにもたくさんあった。この一対になった両極端の対照が、多くの場合、ヨーロッパの公論の枠組みを形づくってきた。

「アメリカの社会主義政党は、ほかの小政党ほどの成功すら収めなかった。たとえば、数冊の教科書が〈アメリカ社会主義の黄金時代〉と呼ぶ期間、つまり、今世紀の最初の10年間でさえ、社会党は二人の連邦下院議員しか送ることができなかった。アメリカ合衆国の社会主義については、興味ある疑問はひとつしかないが、その疑問とは、ドイツ人経済学者ヴェルナー・ゾンバルトの書名のなかで提起された。『合衆国には、なぜ社会主義がないのか』と。もっとも通俗的な説明は、「ローストビーフとアップルパイの暗礁に乗りあげたら、どんな種類の社会主義的《ユートピア丸》でも引導を渡されてしまう」というゾンバルト自身の評言のなかに、要約して示されている」ダニエル・ブアスティン『現代アメリカ社会——コミュニティの経験』(橋本富郎訳, 世界思想社, 1989年), 69-70ページ。

要するに、ひとつの説明の仕方として、飽食の中産階級の国アメリカは社会主義を必要としなかった、ということであろう。

ついでながら、ブアスティンは語を継いで、アメリカにおいてなぜ社会主義がほとんど発展しなかったのか、その理由について彼自身の見解を披露している。

「[社会主義の未発展については、]これとは別の、いやむしろ、これにつけ加えて、もうひとつの説明がある。それは、私の知るかぎりでは、まだまじめに持ち出されたことのない説明だが、しかし、…アメリカの政治生活と文化全体とに特有な多くの事柄を理解するうえで、手助けをしてくれるだろう。しかも、きわめて単純明快な

説明であって、コミュニティというアメリカ的な観念と制度がそれである」前掲書、70ページ。

ここでブラスティンが強調したいのは次の点であろうと思われる。すなわち、社会主義社会を標榜する社会においては、国家または一階級が上からの権力を用いて、国民に経済的恩恵や啓蒙による向上や福祉や教育を施す約束になっているが、しかしアメリカにおいては、コミュニティがそうした国家または一階級の機能を肩代わりして遂行してきたという歴史的経緯があり、したがって、その過程のなかでコミュニティが個人の社会生活の基礎となっていたがゆえに、社会主義は人気を博しえなかったのだ、ということであろう。しかし本論では、そこまで言及する必要も紙幅もない。

- 8) Cf. R.R.Palmar, *The Age of the Democratic Revolution: the Challenge* (Princeton, 1959), p.19.
- 9) 17世紀においてデモクラシーへの嫌悪感がどのようなものであったかは、次の証言に明らかである。「政治にかんする考えでは、ニューイングランド、ヴァージニア、メリーランドのイギリス人たちは意見が一致した。すべての者は、ウインスロップ総督の有名な『自由についての短い演説』に述べられた、「デモクラシーは…あらゆる政治形態のうちもっとも卑しい、最悪のものと思われる」という考えに同意したことであろう」 サミュエル・エリオット・モリソン『アメリカの歴史』第1巻（西川正身翻訳監修，集英社，1970年），118-119ページ。
- 10) 『ザ・フェデラリスト』（斎藤真・武則忠見訳，福村出版，1991年），186ページ。
- 11) とくに第18-20篇参照。
- 12) 以上，第51篇。
- 13) 拙論「アメリカにおける自由について(1) — その特質と制度」『名古屋工業大学紀要』，第46巻（1994年）を参照。
- 14) モリソン，前掲書，62-63ページ。
- 15) モリソン，前掲書，226ページ。
- 16) オーティスにかんしては，中屋健一編集『世界の歴史 第11巻 新世界と太平洋』（中央公論社，1988年），58-59ページと，モリソン，前掲書，237-238ページを参照。
- 17) トマス・ジェファソン「書簡選集」『世界の名著』第33巻（松本重治・高木誠訳，中央公論社，1970年），280ページ。
- 18) ウォルト・ホイットマン『草の葉・上巻』（杉木 喬・鍋島能弘・酒本雅之訳，岩波文庫，1969年），58ページ。（筆者が一部，改訳させていただいた。）
- 19) E.Halevy, *A History of the English People in 1815*, trans.by E.I.Watkin & D.A.Barker (London, 1924), pp.37-39.
- 20) デーナ・ルイス 「Why I'm buying a gun? 服部君射殺事件の無罪判決と銃を持つ権利」，ニュース・ウィーク日本語版，1993.6.10号。
- 21) この合衆国憲法修正第2条には，ひな型がある。ヴァージニアの権利章典（1776.6.12）がそれであって，独立宣言やその後の各州憲法における権利章典よりも一足早く制定され，およそ人権宣言の先駆をなすものと評されている。その第13条にいわく「武器の訓練をうけた人民の団体よりなる規律正しい民兵は，自由な国家の適当にして安全なる護りである。平時における常備軍は，自由にとり危険なものとして避けなければならない。いかなる場合においても，軍隊は文権に厳格に服従し，その支配をうけなければならない」
- 22) デーナ・ルイスは，個人に銃所持を許可するにあたって，本人が良き市民であるかどうかを確認できるはずであり，その方法として，たとえば銃所持希望者の前科調査を勧めている。ただ，その実施の仕方しだいでは，人権侵害にからんで新たな問題の発生が予想されないでもないが，ここでは触れる必要はない。また，ルイスは銃規制の例として，厳しい州法の導入や正当防衛・過剰防衛にかんする法教育などを挙げている。デーナ・ルイス，前掲書，1993.6.10号
- 23) オランダの歴史家ヨハン・ホイジンガは深く西ヨーロッパの知的伝統に育まれた教養人であったから，こうした荒々しい自由の主張がアメリカ史にしばしば登場するという事実に出会って，戸惑いと驚きと，そしてある種の賛嘆の念を隠さずに，こう書いている。「フランクリンは，他人の名前や声望を中傷して喜ぶ狭い世間に抗するためだけでなく，放逸な出版の自由にも抗するための武器として，《こん棒の自由》，つまり，名誉の自力救済を回復しようと提言した。まるで従来からアメリカ人が必ずしもこの自由を享受してこなかったかのように，また，それを広く用いたことがなかったかのように！ 自己の権利の主張や荒々しい暴力がアメリカ史のエピソードのなかに非常にしばしば登場しては，1842年のディッケンズのようなヨーロッパ人の訪問者をびっくりさせた

ものであるが、それは、アメリカ大陸を征服した称賛すべき独立心、自助の精神が持つもうひとつの面にほかならないのである」ホイジンガ、前掲書、23ページ。

- 24) ジョージ・セイバイン『デモクラシーの二つの伝統』（柴田平三郎訳、未来社、1977年）、31ページ。
- 25) J.L.タルモン『フランス革命と左翼全体主義の源流』（市川泰次郎訳、鳳書房、1968年）、284ページ。
- 26) この合衆国憲法修正第1条にも、第2条の場合と同じように、先行のひな型がある。前出のヴァージニア権利章典の第12条にいわく、「言論・出版の自由は、自由の有力なる防塞のひとつであって、これを制限するものは、専制的政府といわなければならない」
- ここで、もしもブラスティンがいうように（前掲書、127-129ページ）、「アメリカ革命の状況に鼓舞されて、わが国 [アメリカ] の法は特定の目的を達するための道具ではなく、私たち [アメリカ人] の存在そのものの一部なのだという信念が強まった。… [アメリカには] 法は社会を形成するものというよりも、むしろ社会を表現するものでなければならないという根深い伝統 [がある]」とするならば、およそ法というものはすでに人びとによって生きられた生活様式を映し出す鏡であり、法源は過去の人びとの生きざまのなかに見いだされる、ということになる。だとすれば、ヴァージニア権利章典そのものもまた、それに先行した植民地人の経験のなかに、その法的根拠を有するということになる。このように法の歴史的な継続性または一貫性を強調する見解は、ブラスティンのようないわゆる保守的文化史家の特徴である。
- 27) 本論執筆中の折りも折り、イギリスのバッキンガム宮殿が、王室改革にかんするサン、デーリー・テレグラフ両紙の報道を公式に確認したという。それによると、エリザベス女王自身が王室改革委員会の委員長となり、委員はフィリップ殿下、チャールズとアンとアンドルーとエドワードの4人の子供、女王私設秘書のフェローズらで構成される。年2回程度の会合の狙いは21世紀における王室存続にあり、その検討項目は①王族の範囲の縮小②王室費の大幅削減③王位継承における男性優位の廃止④王族とカトリック信者との婚姻の容認⑤王室とイギリス国教会との分離、の5点である。わけても③には、男女平等化の趨勢に適合しようという判断が、④には、ローマ教会とイギリス国教会との関係の転換が、それぞれ含まれており、歴史的に大きな意味をもつ自己変革をみずからの発案で行おうとの王室の姿勢がうかがわれる。（毎日新聞1996年8月21日）。
- 28) 毎日新聞1982年10月4日《イギリスのきょう》12、参照。